

# かいじ号



## ご存知ですか？ 食品表示

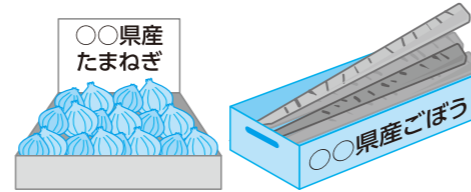


### 食品の表示制度について

食品の表示は、消費者が食品を購入するときに、食品の内容を正しく理解、選択、適正に使用する上で重要な情報です。ところが、食品の種類や販売形態によって表示の方法や内容が異なるなど分かりにくくなっています。今回は、JAS法(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)に基づく生鮮食品の表示について説明します。

### 生鮮食品の表示について

#### 農産物(野菜、果物、豆類等)の表示



- 必要な表示項目は、「名称」、「原産地」です。
- 「名称」は、たまねぎやみかんなど一般的な名称を表示します。
- 「原産地」は、国産品には都道府県名を、輸入品には原産国名を表示します。
- しいたけは、栽培方法(「原木」、「菌床」)を合わせて表示します。
- 表示の方法は、包装されている場合はシール等で、包装されていない状態で販売する場合は近接した箇所に、立て札やポップまたは仕入れの箱等に正しい表示がされていればそのまま利用できます。
- 食品衛生法では、かんきつ類とバナナに限って食品添加物として**防ばい(かび)剤**の使用が認められており、使用した場合には表示が必要になります。

#### 畜産物(牛・豚・鶏肉、鶏卵等)の表示

##### 対面販売の場合(例)

豚ロース肉 100g	アメリカ産 〇〇円
---------------	--------------

##### パック詰めなど事前包装されたもの(例)

牛もも焼肉用	国産	保存温度4℃以下
消費期限 〇〇.〇〇.〇〇	加工年月日 〇〇.〇〇.〇〇	
100g当たり(円)	価格(円)	
正味量 200g	〇〇〇	
個体識別番号 1234567890		
〇〇株式会社 〇〇店		
山梨県〇〇市〇〇町〇〇		

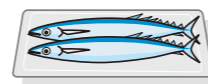


##### パック詰めなど事前包装されたもの(例)

たい刺身用	〇〇県産(養殖)	保存方法10℃以下
消費期限 〇〇.〇〇.〇〇	加工年月日 〇〇.〇〇.〇〇	
100g当たり(円)	価格(円)	
正味量	〇〇〇	
〇〇株式会社 〇〇店		
山梨県〇〇市〇〇町〇〇		

##### ばら売りのもの(例)

さんま (解凍)	三陸沖
1尾	〇〇円



#### 水産物(魚介類、水産動物類、海藻類等)の表示

- 必要な表示項目は、「名称」、「原産地」です。
- 「名称」は、さんまやたいなど一般的な名称を表示します。
- 「原産地」は、国産品には生産した水域名又は地域名を、輸入品には原産国名を表示します。(水域名の記載が困難な場合は水揚げした港名又は港が属する都道府県名でも可)
- 冷凍品を解凍したものには「解凍」、養殖したものには「養殖」と表示する必要があります。
- 食品衛生法では、「加工者氏名及び加工所所在地」、「生食用である旨」、「消費期限」、「10℃以下で保存しなければならない旨」も表示する必要があります。

### 食品安全110番

食品の表示や安全に関する相談や情報を受け付けています。  
電話 055-223-1638 受付時間 午前8時30分~午後5時(平日)



## 牛海綿状脳症(BSE)スクリーニング検査の全頭検査の見直しを行いました

平成13年9月に千葉県において、日本で初めてBSEの牛が確認され、同年の10月から全国の自治体で、国内のと畜場で解体される全ての牛のBSEスクリーニング検査を実施してきました。

また、牛の脳や脊髄などの組織を家畜のえさに混ぜないといった飼料規制や特定危険部位の確実な除去などの対策を実施してきた結果、平成25年5月に内閣府の食品安全委員会から「国内の検査対象月齢を48か月齢超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できる」との答申書が提出されたこと等に基づいて、本県でも全頭検査の見直しを行い、本年7月1日から検査対象を48か月齢超の牛のみとしました。

### BSEは牛の病気の一つです

「BSEプリオン」と呼ばれる病原体が、主に脳に蓄積し、脳の組織がスポンジ状になり、異常行動、運動失調などを示し、死亡すると考えられています。

#### 感染経路

この病気が牛の間で広まったのは、BSE感染牛を原料とした肉骨粉を飼料として使ったことが原因と考えられています。



BSE感染牛を原料とした肉骨粉を牛に給与

BSEの感染拡大

BSEプリオンが、牛の脳・せき髄・回腸などに蓄積しますので、特定危険部位として除去します。

### 本県の見直し理由

- ▶平成25年5月13日、国の食品安全委員会が「と畜場における検査対象月齢を48か月齢超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できる」との評価書を提出した。
- ▶5月28日、OIE(国際獣疫事務局)が日本をいわゆるBSE清浄国(無視できるリスクの国)として国際的に認定した。
- ▶全国のほぼ全ての自治体がBSEスクリーニング検査の全頭検査を見直す方針であることが確認できた。
- ▶本県において、6月21日にリスクコミュニケーション\*の機会として「食の安全・安心を語る会」を開催したところ、BSE対策の見直しについて理解が得られた。

\* 関係者がリスクについて情報を共有し、意見や情報の交換を通じて相互理解を図ること。

#### BSEに対する日本の安全対策が国際的にも認められました。



国の啓発ポスター